

別表1 出品車輛に関する条件（第18条第1項）

1. 下記の車輛は出品できません。
 - (1) 接合車、違法な改造車
 - (2) 盗難車
 - (3) 他人名義の車輛
 - (4) 差押え、仮差し押さえ、仮処分、その他裁判所や行政手続きの対象となっている車輛
 - (5) 出品者が単独で完全な所有権を落札者へ移転することができない車輛
 - (6) メーターが改ざん、交換されている車輛（但し、出品者が出品票の特記事項欄に別表3に規定する「メーター改ざん車」、「メーター交換車」と明記し、当社が出品を認めた場合を除く。）
 - (7) (i)メインフレーム部分まで冠水した車輛または、(ii)メインフレーム部分まで冠水していないが、冠水による不具合が発生した車輛（以下、(i)(ii)を総称して「冠水車」という。）（但し、出品者が出品票の特記事項欄に冠水車である旨を明記し、当社が出品を認めた場合を除く。）
 - (8) 使用済自動車（「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の定義による。）、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出証明書が発行されている車輛
 - (9) 未登録車
 - (10) 火災の危険のある車輛
 - (11) 架装物が正常に機能しない車輛（但し、出品者が出品票の特記事項欄に架装物についての不具合等を明記し、当社が出品を認めた場合を除く。）
 - (12) その車輛の架装物以外のものが積載されている車輛
2. 出品する車輛については、出品者は、登録および申請のために必要な書類全てを当社に対し提出できることが必要となります。
 - (1) 事業用車輛（営業ナンバー）を出品する場合、出品者は、出品前までに一時抹消登録もしくは自家用ナンバーへの変更登録を完了しなければ出品できません。
 - (2) 出品する車輛が特殊車輛であり、架装物の登録に必要な書類がある場合、出品者は、その旨及び当該書類の有無を出品票の特記事項欄に明記するものとします。当該書類がない場合、当社が出品を認めない限り当該車輛を出品することができません。
 - (3) ガス類・薬品類等の危険物運搬車輛を出品する場合、出品者は、ガス抜き証明書、洗浄証明書の有無を出品票の特記事項欄に明記しなければなりません。当該証明書がない場合、当社が出品を認めない限り当該車輛を出品することができません。

別表2 出品票に記載すべき事項（第18条第3項）

- (1) 初年度登録年月
- (2) 車名
- (3) メーカー名
- (4) 型式（排ガス記号も記入する）
- (5) 車台番号
- (6) エンジン型式
- (7) エンジン状態
- (8) グレード及びボディ形状
- (9) 排気量
- (10) 積載量
- (11) 車輛サイズ
- (12) 車検証の有効期間
- (13) 空調設備（冷房）の有無
- (14) 走行距離
- (15) マニュアルシフト、オートマチックの別
- (16) パワーウインドウ、オーディオの装備の有無
- (17) 色
- (18) 使用燃料の種類
- (19) リサイクル券または自動車リサイクル料金預託状況票の有無（未記入の場合はリサイクル料金未預託車とみなす。当該状況票「有り」の場合は、リサイクル預託金額を記入する。）
- (20) 特記事項（セールスポイント、エンジン・ミッションの不具合、走行上の不具合、架装物の不具合、キャブ・荷台・架装物等の乗せ替え、ホイールベースの長さの変更、各種証明書等の有無、フレーム（車台番号）が不鮮明であること、フレーム（車台番号）が職権打刻されていること、メーター改ざん車、メーター交換車、100万km以上走行車、冠水車、車輛引渡し時の装備及び外観の変化など）
- (21) 落札最低価格

別表3 走行距離に関する申告事項(第18条第4項)

1. メーター改ざん車「*」

(定義)

「メーター改ざん車」とは、メーターが改ざんされている車輛若しくはその可能性のある車輛をいう。

(出品票への記載方法)

「メーター改ざん車」の出品者は、(i) 出品票の走行距離欄には「*」印を記入し、(ii) 出品票の特記事項欄に「メーター改ざん車」と明記する。

2. メーター交換車「\$」

(定義)

(1) 「メーター交換車」とは、認証・指定工場でメーターを交換されたことを証明する、交換についての整備点検記録簿などの書面が存在する車輛をいう。

(2) なお、

(i) 上記書面には、(a) メーター交換を行った日付、(b) 交換前の走行距離、(c) 中古メーターへ交換がなされた場合には、交換時の中古メーター表示走行距離、が記載されていなければならない。

(ii) 上記の証明書類がない車輛は「メーター改ざん車」として取り扱う。

(出品票への記載方法)

「メーター交換車」の出品者は、(a) 出品票の走行距離欄には「\$」印および交換前と交換後の合算走行距離を記載し、(b) 出品票の特記事項欄に下記を明記する。

(i) 「メーター交換車」であること

(ii) メーター交換を行った日付

(iii) 交換前の走行距離

(iv) 交換後の走行距離

(v) 中古メーターへの交換が行われていた場合は、交換時の中古メーター表示走行距離

3. 100万km以上走行車

(定義)

「100万km以上走行車」とは、走行距離が100万km以上の車輛、またはその可能性がある車輛をいう。

(出品票への記載方法)

「100万km以上走行車」の出品者は、(i) 出品票の走行距離欄に、「100万km+走行

距離メーター表示の走行距離」を記入し、(ii) 出品票の特記事項欄に「100 万km以上走行車」と明記する。

2019年10月1日改訂